

# 審 査 基 準

平成28年 6 月 23日 作成

法 令 名 : 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項 : 第31条の23において準用する第 9 条第 4 項
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none"><li>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第 5 条第 1 項 (許可の申請)、第31条の23において準用する第 9 条第 3 項第 1 号 (許可証の記載事項の変更の届出)、第31条の23において準用する第 9 条第 4 項 (許可証の書換え)</li><li>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 1 条 (書換え申請書の提出)、第90条において準用する第17条 (許可証の書換えの手続)</li></ul>
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課 (係) 窓口に提出してください。
問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 (電話 075-451-9111 内線3035)
備 考 :